

蘇陽地域漁業協同組合内共第16号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、蘇陽地域漁業協同組合が有する内共第16号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、やまめ、いわな及びにじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別区域の設定)

第2条 漁場区域において、川走川水系白水川の阿蘇郡高森町中字白水213-2番地先標注第1号と阿蘇郡高森町中字白水又942番地先標柱第2号を結ぶ直線から下流1,200m阿蘇郡高森町中字上川走758番地先標柱第3号と高森町矢津田字井良ヶ迫1-3番地先標柱第4号を結ぶ直線までの区間を特別区域と定める。（以下、この特別区域を「白水川溪流釣場」という。）

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で、又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（餌）、竿釣（疑似餌）又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内において、それぞれウ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 区域
手釣、竿釣（餌）	制限しない	制限しない
竿釣（疑似餌）	制限しない	制限しない
投網	制限しない	白水川溪流釣場以外

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こい	1月1日から12月31日まで
いわな、にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

（禁止区域）

第6条 第5条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五ヶ瀬川と三ヶ所川の合流地点から五ヶ瀬川上流1.5キロメートルまで	1月1日から12月31日まで
柳谷川、白水川及び川走川合流地点から柳谷川上流500メートル及び川走川下流500メートルまで	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、にじます	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。また、第2号の場合において、当該遊漁をする時点で遊漁者の年齢が満13歳以上の場合は大人、遊漁者が小学校児童の場合を子供として遊漁料を定める。

(1) 手釣又は竿釣(餌)による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい、やまめ、 いわな、にじます	手釣、竿釣 (餌・疑似餌)	1日	800円
		1年	2,000円

(2) 白水川溪流釣場における遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
やまめ、いわな、 にじます	手釣、 竿釣(餌釣)、	大人 4時間	4,500円
		子供 4時間	3,900円
やまめ、いわな、 にじます	手釣、 竿釣(疑似餌)	大人 5時間	4,500円
		子供 5時間	3,900円

(3) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい、やまめ、 いわな、にじます	投網	年間	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

遊漁料納付場所	株式会社フィッシュパス遊漁券購入サイト https://www.fishpass.co.jp/news/ 株式会社フィッシュパス
	熊本県上益城郡山都町長崎364番地 服掛松キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町馬見原201-4番地 有限会社 工藤石油
	熊本県上益城郡山都町米迫237-6番地 歌瀬キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町今831-4番地 興梶テツ子氏宅

遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部750番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合の管理受付所
白水川溪流管理区域の遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部750番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合の管理受付所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。なお、第8条第1項第3号の遊漁承認証は別記様式第3号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

- 2 第3条の規定による承認を受けずに遊漁を行った者又は定められている遊漁時間を超過して遊漁を行った者に対しては、第8条に規定する遊漁料とは別に、1万円を組合に納付させるものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

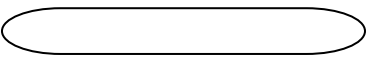
様式第1号

年券表

令和 年
遊漁証
漁具・漁法
氏名

蘇陽地域漁業協同組合

年券裏


注意事項
●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。
蘇陽地域漁業協同組合

1日券 表

令和 年
一日遊漁
許可証
金額 800円
令和 年 月 日
蘇陽地域漁業協同組合
つりはマナーを 守って楽しみまし

一日券 裏


注意事項
●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。
—漁協印無きものは無効—

様式第 2 号

表

漁場監視員証	
住所 氏名	
蘇陽地域漁業協同組合	

裏

	
注意事項	
●漁場監視委員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない	
蘇陽地域漁業協同組合	

様式第3号
遊漁承認証
表

蘇 陽 漁 協 特 設 釣 場 遊 漁 承 認 証			
□エサ釣り	大人	4時間	¥4,500
□エサ釣り	子供(小学生)	4時間	¥3,900
□ルアー・フライ釣り	大人	5時間	¥4,500
□ルアー・フライ釣り	子供(小学生)	5時間	¥3,900
		期間	年 月 日 当日限り
		遊漁時間	: ~ :
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 蘇 陽 漁 協 地 域 同 組 印 長 合 </div>		☎0967-64-0440	

裏

注 意 事 項
<p>1. 遊漁には危険が伴います。遊漁中は周囲に充分注意してください。なお、駐車場を含み遊漁中の事故については、当漁協及びつりセンターは一切の責任を負いません。</p> <p>2. 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。問題行為を発見した場合、遊漁の中止を命じ、以後その者の特別区域での遊漁を拒絶する。既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。</p> <p>3. 遊漁券の貸借は厳禁します。</p>